告示

○消費者庁・国土交通省告示第三号

住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第三条第一項の規定に基づき、日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示を次のように定めたので、告示する。

平成二十八年十二月二十一日

消費者庁長官　岡村　和美
国土交通大臣　石井　啓一

日本住宅性能表示基準の一部を改正する告示

日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）の一部を次のように改正する。

別表1の5の項及び別表2―1の5の項中「第10条第1項」を「第12条第1項」に改める。

附　則

この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

○総務省告示第四百五十二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（同法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十一日

総務大臣　山本　早苗

㈠　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
おおさか維新の会参議院比例区第16支部	串田　誠一	板倉　亮治	神奈川県横浜市中区太田町三―三六	参議院議員	○	二八、三、二九
民進党衆議院東海ブロック比例区第1総支部	中根　康浩	山本　克之	愛知県岡崎市滝町字十楽八―一	衆議院議員	○	二八、九、二七

㈡　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

㈠　法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
石井苗子を支える会	石井　苗子	藤川　基之	東京都千代田区外神田二―一九―三	参議院議員	石井　苗子、参　二八、一〇、一七
片山大介事務所	片山　大介	板倉　勝教	兵庫県神戸市中央区元町通三―一七―八	参議院議員	片山　大介、参　二八、九、一五
斉藤鉄夫・桝屋敬悟を励ます会	谷合　正明	中村　秀行	広島県広島市東区光町二―八―二七	参議院議員	斉藤　鉄夫、衆　二八、一一、二 桝屋　敬悟、衆議院議員　二八、一〇、五
関よしひろ　森本　孝弘　先崎　幸二　囲む会			兵庫県神戸市須磨区太池町二―三―七	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	関　芳弘、衆議院議員　二八、一〇、五

㈡　国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
一の橋政策研究会	加藤　敏幸	中堤　康方	神奈川県横浜市青葉区新石川一―一―九	二八、八、二六
エコリサイクル推進政治連盟	戌亥　宗和	伊田　泰久	神奈川県横浜市中区山下町二五二	二八、八、一二
襟正の会	加藤　章二	加藤　章二	神奈川県横浜市港南区上大岡東一―一―一	二八、八、一六
財団法人あすなろ会	石橋　龍也	石田　隆昭	福岡県福岡市博多区那珂六―一―二	二八、九、二〇
政治結社皇誠塾義民党	鎗内　浩嗣	有澤　妙子	香川県高松市香西北町六―二	二八、九、二八
日本第一党	髙田　誠	藤井　資子	東京都千代田区神田練塀町四五	二八、八、二九
宮崎ＰＲＵ交通政策研究会	黒木　忠博	原田　茂美	宮崎県宮崎市太田四―四―三二	二八、九、二三

備考　従来、民進党衆議院東海ブロック比例区第1総支部は愛知県選挙管理委員会に、日本第一党は東京都選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第四百五十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

平成二十八年十二月二十一日

総務大臣　山本　早苗

㈠　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党衆議院比例区南関東第2総支部	角田　秀穂	主たる事務所の所在地	千葉県船橋市湊町一―七―四	千葉県千葉市花見川区天戸町九八二―一	二八、九、一四
公明党参議院比例区第8総支部	浜田　昌良	主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市西区名駅二―三四―一七	愛知県名古屋市中区丸の内三―六―一	二八、一一、一
自由党衆議院北関東ブロック比例区第1総支部	松崎　哲久	政治団体の名称	自由党衆議院北関東ブロック比例区第1総支部	生活の党と山本太郎となかまたち衆議院北関東ブロック比例区第1総支部	二八、一〇、一三